

## 白神自然観察園友の会会則

- 第1条 この会は、白神自然観察園友の会という。
- 第2条 この会は、弘前大学白神自然環境研究所附属白神自然観察園（以下、観察園と略記）の活動に参加、協力することを通して、豊かな教養を身につけるとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
- ① 観察園が主催する講座、観察会、見学会などへの協力・参加
  - ② 各種調査、標本資料の収集と整理など調査研究活動への協力
  - ③ その他、本会目的達成のために必要な活動
- 第4条 この会の会員とは、本会の趣旨に賛同し、所定の手続きを終えたものを言う。会員は会員証の交付を受け、次の特典を受ける。
- ① 観察園が主催、共催、後援する活動の案内
  - ② 観察園が作成するリーフレット等の配布
- 第5条 活動に掛る費用（保険料、交通費、資料代など）は会員の個人負担とする。
- 第6条 この会に会員相互の連絡を行う役員を若干名置く。任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第7条 この会の会議として年一回総会を年度末に行う。  
総会は弘前大学白神自然環境研究所の呼びかけに応じて催し、当年度の活動報告、次年度の活動計画の他、会の活動全般について協議する。
- 第8条 この会の年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第9条 本会の事務を処理するため、事務局を観察園分室に置くものとする。
- 第10条 この会則に定めるものの他、必要な事項は総会の協議で決定する。